規　　則

「千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和７年１０月３１日

千曲市長　小川　修一

千曲市規則第４７号

千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成15年千曲市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「印鑑登録・変更、廃止等申請（届）書」を「印鑑登録・変更・廃止等申請（届）書」に改める。

第３条第１項中「照会書及び回答書（様式第３号）」を「印鑑の登録に関する照会書」に改め、同条第２項中「代理人選任届」を「委任状」に改め、同条第３項及び第５項中「印鑑登録・変更、廃止等申請（届）書」を「印鑑登録・変更・廃止等申請（届）書」に改める。

第４条中「（様式第４号）」を「（様式第３号）」に改める。

第６条中「様式第５号」を「印鑑登録システム標準仕様書に定める様式」に改める。

第７条中「様式第６号」を「様式第４号」に改める。

第８条中「印鑑登録・変更、廃止等申請（届）書」を「印鑑登録・変更・廃止等申請（届）書」に改める。

第９条中「様式第７号」を「様式第５号」に改める。

第10条中「印鑑登録・変更、廃止等申請（届）書」を「印鑑登録・変更・廃止等申請（届）書」に改める。

第11条第１項中「（様式第８号）」を「（様式第６号）」に改める。

第12条中「印鑑登録証明書（様式第９号）」を「印鑑登録システム標準仕様書に定める様式」に改める。

第14条及び第15条中「印鑑登録・変更、廃止等申請（届）書」を「印鑑登録・変更・廃止等申請（届）書」に改める。

第16条中「印鑑登録消除通知書（様式第10号）」を「印鑑登録抹消通知書」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年11月４日から施行する。

（施行期日）

２　この規則の施行の際現に千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定に基

づき作成されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。